

NPO法人の皆様へ

## 【NPO 法人の情報公開について】

提出いただいた書類のうち、下記の表の書類は、所轄庁が内閣府 NPO 法人ポータルサイトにおいて、PDF にて公開しています。 (<https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/>)

書類名		対象
事業報告書等	事業報告書、活動計算書、貸借対照表、 財産目録、年間役員名簿*、社員名簿*	提出してから5年間
役員名簿	役員名簿*	最新のもの
定款等	定款	最新のもの
	認証書の写し*	設立及び最新の変更時のもの
	登記事項証明書の写し*	最新のもの

※令和5年3月以前に提出された書類は、当センターにて書面にて閲覧・謄写ができます。

### ○事業報告書等の作成・提出にあたっての注意事項

- ・提出された書類は、市民のみなさまにそのまま公開します。

ただし、公開時には、所轄庁が役員及び社員の個人住所を黒塗りして、一部非公開としています。

- ・公開することがふさわしくない情報（本人が公開に同意していない、個人が特定できる写真や個人情報等）が掲載されていないか、記載誤りがないか、必ずご確認のうえで提出してください。

### ○NPO 法人の事務所における書類の据え置きと情報公開について

- ・NPO 法人は、上記の書類に加え、設立時の財産目録を法人の事務所に備え置く必要があります。
- ・また、正当な理由がある場合を除いて、その社員及び利害関係人に上記表の書類を閲覧させなければなりません。（事業報告書等は作成の日から5年が経過した日を含む事業年度の末日まで）

### ○貸借対照表の公告について

- ・NPO 法人は、貸借対照表を作成後、遅滞なく定款に基づいて公告することが必要です。
- ・定款で「内閣府 NPO 法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載」と定めた場合は、上記の所轄庁による公開とは別に、NPO 法人のアカウントで「ウェブ報告システム」からログインして、「法人入力情報欄」にアップロードする必要があります。

◎詳細は、特定非営利活動法人の手引き（管理・運営編）P49 をご確認ください。

ご不明な点があれば、下記までお問い合わせください。

名古屋市市民活動推進センター

TEL : 052-228-8039 FAX : 052-228-8073

Mail : [npo@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp](mailto:npo@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp)

URL : <https://www.n-vnpo.city.nagoya.jp/>

## 6 情報公開について

NPO法人は、毎事業年度の初めの3カ月以内に、所轄庁の条例で定めるところにより、下記「閲覧することのできる書類」表に掲げた事業報告書等を作成し、作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、そのNPO法人のすべての事務所に備え置かなければならないことになっています。(法第28条第1項)

また、役員名簿並びに定款等(定款並びにその認証及び登記に関する書類の写し)をそのNPO法人のすべての事務所に備え置く必要があります。(法第28条第1項)

これらの書類は、正当な理由がある場合を除いて、その社員及び利害関係人に閲覧させなければならないことになっています。(法第28条第3項)

貸借対照表は、備え置きその他、作成後遅滞なく公告することが必要です。(法第28条第2項)

次の①～④のうち、定款で定められている方法により行います。

①官報に掲載する方法 ②日刊新聞紙に掲載する方法 ③電子公告(法人のホームページ、内閣府NPO法人ポータルサイト等) ④法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法

①と②の場合は、毎年1度掲載。③は、貸借対照表の作成日から起算して5年を経過した日を含む事業年度の末日まで。④は、1年間継続して公告する必要があります。

一方、所轄庁は、NPO法人から提出を受けた事業報告書等(閲覧をする日から5年間に提出を受けたものに限ります。)、役員名簿又は定款等について、閲覧又は謄写の請求があったときは、所轄庁の条例で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させる必要があります。(法第30条)

### ○ 閲覧することができる書類

書 類 名		NPO法人 (閲覧)		所轄庁 (閲覧又は謄写)	
事業報告書等	事業報告書	○	作成 日 の 日 か ら 起 算 し て 5 年 が 経 過 し た	○	過 去 5 年 分
	活動計算書	○		○	
	貸借対照表	○		○	
	財産目録	○		○	
	年間役員名簿(前事業年度において役員であった者の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿)	○		○(※3)	
	社員のうち10人以上の者の氏名等を記載した書面	○		○(※3)	
役員名簿(※1)		○		○(※3)	
定款等(※1)	定款	○		○	
	認証書の写し (認証に関する書類の写し)(※2)	○		○(※3)	
	登記事項証明書の写し	○		○(※3)	

※1 所轄庁又はNPO法人において役員名簿又は定款等の閲覧等を行う場合には、最新のものが閲覧等の対象となります。

※2 「認証書の写し」には、定款変更の認証時の書類のほか、設立認証時の認証に関する書類の写しも含みます。

※3 所轄庁で閲覧等を行う書類は、個人の住所又は居所を除きます。